

民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 都市再生特別措置法施行令の一部改正

都市再生事業である区画整理会社が施行する土地区画整理事業に係る認可等に関する処理期間を定める

こと

(第七条関係)

第二 土地区画整理法施行令の一部改正

一 宅地及び宅地について存する権利の価額の評価の方法に関する事項等については、区画整理会社の規
準に記載することとすること

(第一条関係)

二 事業基本方針の変更のうち、工区の新設、変更又は廃止については、総会において組合員の三分の二
以上が出席し、施行地区内の宅地について所有権を有する出席組合員及びその地区内の宅地について借
地権を有する出席組合員のそれぞれの三分の二以上で決する事項とすること

(第二条関係)

三 区画整理会社が定める事業計画又は規準の変更のうち、縦覧手続等を省略することができる軽微な変
更について定めること

(第四条関係)

四 区画整理会社にあつては、株主名簿又は社員名簿、株主総会又は社員総会の議事録、営業報告書、貸借対照表及び損益計算書を主たる事務所に備え付けておかなければならないこととすること

(第七十三条関係)

五 区画整理会社が施行する土地区画整理事業に関し市町村が処理することとされる事務の一部を新たに第二号法定受託事務として追加すること

(第七十八条関係)

六 その他所要の改正を行うこと

(第一条の二条等関係)

第三 都市再開発法施行令の一部改正

事業基本方針の変更のうち、工区の新設、変更又は廃止については、総会において組合員の三分の二以上が出席し、施行地区内の宅地について所有権を有する出席組合員及びその地区内の宅地について借地権を有する出席組合員のそれぞれの三分の二以上で決する事項とすること

(第二十条関係)

第四 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正

一 資金の貸付けの対象となる市街地再開発事業の施行者等が出資している法人について定めること

(第十四条関係)

二 都市開発資金の貸付けに関する法律第二条第五項の表三の項区分の欄に規定する場合にあっては、資金の貸付の対象となる土地区画整理事業に要する費用の範囲に、同欄の保留地の管理処分に必要な費用を含むこととする。

(第十七条、第十九条及び第二十一条)

三 資金の貸付けの対象となる土地区画整理事業の施行者等が出資している法人について定めること

(第二十二条関係)

四 資金の貸付けの対象となる地方公共団体が引き継いで施行することとなった土地区画整理事業に要する費用の範囲について定めること

(第二十四条関係)

五 その他所要の改正を行うこと

(第二条等関係)

第五 地方自治法施行令の一部改正

一 区画整理会社が施行する土地区画整理事業に関し市町村が処理することとされる事務の一部を新たに第二号法定受託事務として追加すること

(別表第二関係)

二 その他所要の改正を行うこと

(第七百七十四条の三十九等関係)

第六 公営住宅法施行令の一部改正

公営住宅法施行令について所要の改正を行うこと
(第五条関係)

第七 奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部改正

奄美群島振興開発特別措置法施行令について所要の改正を行うこと
(別表第一関係)

第八 新都市基盤整備法施行令の一部改正

新都市基盤整備法施行令について所要の改正を行うこと
(第三十五条等関係)

第九 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令の一部改正

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令について所要の改正を行う

こと
(第八条等関係)

第十 司法書士法施行令の一部改正

公共嘱託登記司法書士協会の委託元として区画整理会社を追加すること
(第四条関係)

第十一 土地家屋調査士法施行令の一部改正

公共嘱託登記土地家屋調査士協会の委託元として区画整理会社を追加すること
(第三条関係)

第十二 被災市街地復興特別措置法施行令の一部改正

被災市街地復興特別措置法施行令について所要の改正を行うこと

(第六条関係)

第十三 環境影響評価法施行令の一部改正

一 第一種事業の要件となる免許等に係る法律の規定に区画整理会社に係る規定を追加すること

(別表第一関係)

二 環境影響評価法第三十二条第二項第一号の法律の規定に区画整理会社に係る規定を追加すること

(別表第四関係)

第十四 施行期日

この政令は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十月二十四日)から施行すること

(附則関係)